

世田谷区建築・設備工事成績評定要綱

平成23年3月25日 22世経理第835号

改正 令和4年3月24日 3世経理第788号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区が施行する建築工事、機械設備工事及び電気設備工事（以下これらを「工事」という。）について、世田谷区工事施行規程（昭和50年9月世田谷区訓令甲第33号。以下「工事施行規程」という。）及び世田谷区検査事務取扱要領（平成5年4月1日世経理発第250号）に基づき行う成績評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定め、工事受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる工事（単価契約による工事を除く。）は、原則として当該工事に係る請負契約の金額が5,000,000円以上のものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

工事施行規程第18条に規定する監督基準に定める総括監督員、主任監督員及び担当監督員（以下これらを「監督員」という。）

世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）第56条に規定する検査を命じられた職員（以下「検査員」という。）

2 2種類以上の工事を一括して契約する場合にあっては、主たる工事の評定者が他の工事の評定者の意見等を参考にして評定を行うものとする。

(評定の時期)

第4条 評定者は、しゅん工検査（一部しゅん工検査を除く。）の完了後、速やかに評定を行わなければならない。

(評定の実施)

第5条 評定者は、工事の契約ごとに工事成績評定表（第1号様式及び第1号の2様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について、次条及び第7条に定めるところにより評定を行う。

2 評定点は、監督員70点、検査員30点を限度として算定する。

(検査員が行う評定等)

第6条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」の項目について評定を行う。

2 検査員は、前項の規定により行った評定の結果を担当監督員へ通知する。

(主任監督員及び担当監督員の評定等)

第7条 主任監督員及び担当監督員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」、「社会的貢献」及び「法令遵守等」の項目について、評定を行う。

2 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を評定表により、総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定の取りまとめ)

第8条 総括監督員は、前条の規定により主任監督員及び担当監督員が行った評定の結果についてヒアリングを行い、監督員の評定点を確定する。

(評定結果の取りまとめ)

第9条 評定対象工事を主管する課の課長(以下「工事主管課長」という。)は、検査員の評定点と監督員の評定点とを合算し、評定表を取りまとめる。

(評定結果の報告)

第10条 工事主管課長は、評定の結果について、評定表により、所属する部の部長に報告する。

(評定結果の送付等)

第11条 工事主管課長は、評定の結果について、評定表により、当該工事の検査員及び契約事務を主管する課の課長(以下「契約事務主管課長」という。)へ送付する。

2 契約事務主管課長は、評定の結果について評定表により、所属する部の部長に報告する。

3 検査員は、工事成績評定通知書(第2号様式。以下「評定通知書」という。)を作成し、契約事務主管課長へ送付する。

(評定結果の通知)

第12条 契約事務主管課長は、評定通知書により、速やかに工事受注者へ評定の結

果を通知する。

2 評価通知書の総評定点は、次の区分に従って判定する。

総 評 定 点	区 分
80点以上	優秀
70～79点	良好
60～69点	普通
50～59点	やや不良
49点以下	不良

(説明責務)

第13条 評価者は、評価通知書による通知を受けた工事受注者から評価の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(再説明の申立て)

第14条 契約事務主管課長は、前条の規定により説明を受けた者が、その説明に不服がある場合には、再説明請求書(第3号様式)により再説明を求めることができることを知らせなければならない。

2 契約事務主管課長は、再説明を求められたときは、厳正かつ公正に対処するため、世田谷区入札参加者等選定委員会の審議を経て、再説明回答書(第4号様式)により回答するものとする。

(評価の修正)

第15条 評価者は、前条第2項の審議の結果その他の理由により評価を修正する必要があると認めるときは、当該評価を修正することができる。

(評価結果の活用)

第16条 契約事務主管課長は、評価の結果について、必要に応じて世田谷区入札監視委員会に報告する等、評価結果の有効かつ適切な活用を図るものとする。

2 契約事務主管課長は、評価通知書(前条の規定による修正を行った場合は修正後の評価通知書)を財務部経理課又は教育委員会事務局教育総務課において一般の閲覧に供するものとする。

(実施細目)

第17条 この要綱の実施についての細目は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第16条第2項の規定は、施行日以後に行われる評定に係る評定通知書について適用する。

【様式】

工事成績評定表（正）	第1号様式
工事成績評定表（副）	第1号の2様式
工事成績評定通知書	第2号様式
再説明請求書	第3号様式
再説明回答書	第4号様式

部長	課長	係長	担当

第1号様式(第5条関係)

工事成績評定表(正)

総評定 点
点

工 事 件 名													
種 別	建築	機械	電気	主体工事			工期						
契 約 番 号				受 注 者 名									
契 約 金 額				変 更 金 額						検 査 年 月 日			
総括監督員所属・氏名				主任監督員役職・氏名						担当監督員所属・氏名			
検査員所属・氏名													

評定者	評定項目 ・細目	基本的な技術力と成果の評価									技術力の 発揮	創意工夫と 熱意	社会的 貢献	評定 点 合 計	法令 遵 守 等	総合 評 定 点	所見欄	
		施工体制			現場管理		施工管理			計							担当 監督員	
		施工 体制 全般	配置 技術 者	対外 調整	安全 衛生 管理	工程 管理	施工 管理	品質 管理	出来 ばえ									
監督員	担当 監督員																	
	主任 監督員																	
評定項目別配点		/5.0	/5.0	/5.0	/10.0	/10.0	/10.0	/10.0	/10.0	/65.0	/5.0		/70.0	/-20.0				
検査員																	総括 監督員	
評定項目別配点							/5.0	/5.0	/20.0	/30.0			/30.0					
計																		
評定項目別配点の合計		/15.0			/20.0		/60.0			/95.0	/5.0		/100.0	/-20.0	/100			

1 評定者の評定点は、少数点第二位を四捨五入する。

2 監督員及び検査員の評定点合算後、少数点以下を切り捨て、整数とする。

3 評定点の欄は、総括監督員が記入する。また、所見は全監督員が記入する。

4 総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点をとりまとめ、当該工事を主管する部の部長及び、検査主管課長へ報告する。

部長	課長	係長	契約担当	課長	検査員

第1号の2様式(第5条関係)

工事成績評定表(副)

総評定 点
点

工 事 件 名											
種 別	建築	機械	電気	主体工事		工期					
契 約 番 号				受 注 者 名							
契 約 金 額				変 更 金 額				検 査 年 月 日			
総括監督員所属・氏名				主任監督員役職・氏名				担当監督員所属・氏名			
検査員所属・氏名											

評定者	評定項目 ・細目	基本的な技術力と成果の評価									技術力の 発揮	創意工夫と 熱意	社会的 貢献	評定 点合計	法令 遵守等	総合 評定 点	所見欄		
		施工体制			現場管理		施工管理			計							担当 監督員		
		施工 体制 全般	配置 技術 者	対外 調整	安全 衛生 管理	工 程 管 理	施 工 管 理	品 質 管 理	出 来 ば え										主任 監督員
監 督 員	担当 監督員																		
	主任 監督員																		
評定項目別配点		/5.0	/5.0	/5.0	/10.0	/10.0	/10.0	/10.0	/10.0	/65.0	/5.0		/70.0	/-20.0					
検査員																		総 括 監 督 員	
評定項目別 配点							/5.0	/5.0	/20.0	/30.0				/30.0					
計																			
評定項目別 配点の合計		/15.0			/20.0		/60.0			/95.0	/5.0	/100.0	/-20.0	/100					

1 評定者の評定点は、少数点第二位を四捨五入する。

2 監督員及び検査員の評定点合算後、少数点以下を切り捨て、整数とする。

3 評定点の欄は、総括監督員が記入する。また、所見は全監督員が記入する。

4 総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点をとりまとめ、当該工事を主管する部の部長及び、検査主管課長へ報告する。

工事成績評定通知書

(受注者) あて

契約事務主管課長名 印

貴社が受注した工事について、世田谷区建築・設備工事成績評定要綱第12条の規定に基づき、評定の結果を下記のとおり通知します。

記

1. 契約番号 世 第 号 (- -)
 2. 工 事 件 名
 3. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
 4. 検査年月日 年 月 日
 5. 成 績 評 定

評 点	項 目	評 定 点 / 満 点
1 基本的な技術力と成果の評価	施 工 体 制	/ 15点
	現 場 管 理	/ 20点
	施 工 管 理	/ 60点
2 創 意 工 夫 等 (加 点 : 0 ~ + 5 点)		点
3 法 令 遵 守 等 (減 点 : 0 ~ - 20 点)		点
総 評 定 点		/ 100点

6. 総評定点基準

優秀	良好	普通	やや不良	不良
80点以上	79~70点	69~60点	59~50点	49点以下

7. その他

上記の評定結果についての説明を求めることができます。

また、その説明に不服がある場合は、その旨を付して、この書面を受けた日から起算して14日以内に書面により、再説明を求めることができます。

再説明請求書

契約事務主管課長 あて

(工事受注者)法人名

世田谷区建築・設備工事成績評定要綱第14条の規定により、次のとおり再説明を求めます。

1. 契約番号 号

2. 工事件名 工事

3. 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4. 検査日 年 月 日

5. 再説明請求の内容

第4号様式(第14条関係)

再説明回答書

年 月 日

(受注者) あて

契約事務主管課長名 印

貴社が施工した工事について世田谷区建築・設備工事成績評定要綱第14条の規定に基づき審議の結果を下記のとおり回答します。

記

1. 契約番号 号

2. 工事件名 工事

3. 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4. 検査日 年 月 日

5. 再説明請求の内容に対する回答